

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当天的に
は、その
日、又は
翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(六件)(農村整備課)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第三十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
真誠会医院	米子市河崎五八〇	昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県告示第三十九号

大原千町土地改良区が行う土地改良事業に係る大原千町第二地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十号

岩美町が行う土地改良事業に係る岩常地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

郡家町が行う土地改良事業に係る福地地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

那家町が行う土地改良事業に係る篠波地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

那家町が行う土地改良事業に係る郡家（姫路）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十四号

江府町が行う土地改良事業に係る第二舟谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年

法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十六号

鳥取市が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)野坂地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十七号

江府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）下安井地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年一月二十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字木ノ村奥三五〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十九号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町上野字日垣谷一一五の一六（次の図に示す部分に限る。）
一一五の五八、一一五の五九、一一五の六〇（次の図に示す部分に限
る。）、一一五の六一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年一月二十日

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十月二十五日 鳥取県指令受鳥土維第八百二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市布勢字前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五
十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区
域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所におい
て一般の縦覧に供する。

平成元年一月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

東大路地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市東大路字土居二二 一号

” 字向山一八五 二号及び三号

” 中大路字向山二七一 四号

” 二六六 五号及び六号

” 東大路字土居二二五 七号及び八号

二1 名称

東大路第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市東大路字家ノ前一三五 一号

” 中大路字大谷東ヒラ二六〇 二号

” 東大路字正覚谷一七四 三号及び四号

” 一七一―四 五号

” 字前田一五九―三 六号

” 一六〇―八 七号

” 一六〇―一 八号

三1 名称

上砂見地区急傾斜地崩壊危険区域

一六五 九号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市上砂見字東下土居七六五 一号

” 字東下土居山一二八一 二号及び三号

” 一二七九 四号

” 一二七五―一 五号及び六号

” 一二六四―一 七号及び八号

” 一二六五 九号

” 字東下土居七一三 十号

” 字繩手七〇七 十一号

” 字東下土居七二一―一 十二号

” 七二三 十三号

” 七二八―一 十四号

” 七三〇 十五号

” 七五三 十六号

四1 名称

中村地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号を昭和五十年三月鳥取県告示第二百五十三号で指定した急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市中村字椎木五〇〇 一号から三号まで

字椎木上分三九六一 四号から六号まで

五 1 名称

早野地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字奥本字半田四六一 一号

九七〇 二号

九七四 三号

九七四 四号

字下モ土居五一九 五号

字半田四九〇一六 六号

四七六一一三 七号

六 1 名称

篠坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字篠坂字下モ田一五五地先国有地

字倉谷下モ五九五 一号

五九二一一 二号

字倉谷西平五九一三 三号

字往来ノ上へ谷ノ下モ三四三一 四号

字付出下モ土居一九四 五号

二〇〇一一 六号

七 1 名称

大袋地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

米子市大袋字辨財天三七五一 一号

字寺山通三八〇一一 二号

三八一 三号

三八四 四号

三八五 五号

字辨財天三五五 六号

八 1 名称 三六六 七号
 " " 三七二 八号

2 区域 門地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日野町門谷字ヲモ田二二一―二	一号
" 字ウスカ谷ノ六一―三	二号
" 字三井ガ平ラ六四	三号
" 六五	四号
" 字榎ケ市一六〇〇―八	五号
" 字表屋敷一四七四―二	六号
" 一四六五―二	七号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年一月二十四日(火)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他